

統一団体信用生命保険制度

住宅ローン返済中の
大きなリスクに備えます。



保障内容

死亡・高度障害

余命 6ヶ月以内

悪性新生物 (がん)

急性心筋梗塞・脳卒中

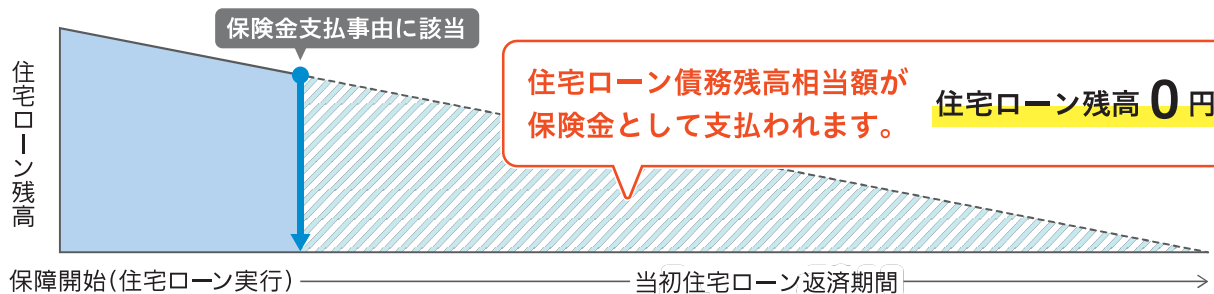
重度疾病 (糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)

ワイド団信の保障範囲

本制度(第二地銀協 八大疾病特約付統一団体信用生命保険制度)は、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の**がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付団体信用生命保険**(以下、八大疾病団信)を活用した団体保険制度です。

この保険のイメージ

死亡・高度障害保障に加え、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)により約款所定のお支払事由に該当されたときまたは余命が6ヶ月以内と判断されるときに、住宅ローン債務残高相当額が保険金として支払われます。

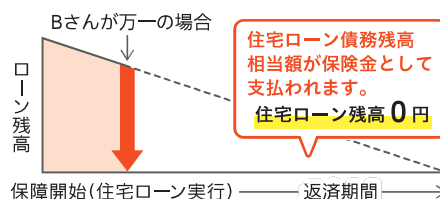
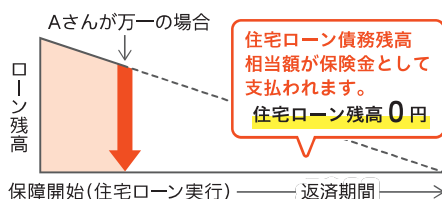
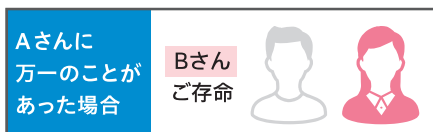
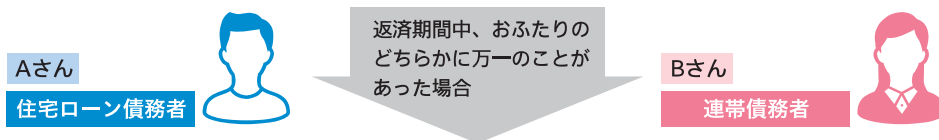


保障内容・お支払事由については、裏面をご確認ください。

連帯債務でお借入れの場合は、連生団信もおすすめです

連生団信とは?

連生団信は、連帯債務でお借入れされるおふたりのどちらかに万一のことがあった場合でも、ローン残高が0円となる住宅ローンです。



健康上の理由で八大疾病団信に加入できない方におすすめです

ワイド団信とは?

加入条件が緩和されますが、保障範囲が死亡・高度障害・余命6ヶ月以内の診断に限定されますとともに、割増の保険料が適用されます。保険料は銀行が負担しますが、通常のローン金利よりも割高のローン金利が適用される場合があります。詳しくは銀行窓口でご確認願います。なお、加入審査結果によっては、ご加入をお断りする場合もあります。

第二地銀協 八大疾病特約付統一団体信用生命保険制度の概要

加入対象者	住宅ローン債務者 ※過去に悪性新生物(がん)の診断を受けた方は八大疾病団信にご加入いただけません。												
加入年齢	加入日現在において満年齢で18歳以上51歳未満												
保険金額の上限	通算2億円(ワイド団信は通算1億円が限度となります) ※八大疾病団信に既に加入(*)されている場合、並びに今回のお借入れと同時に加入(*)を予定されている場合には、その金額を含みます。 (*)今回の取扱銀行以外の会員行分を含みます。 ※融資金額(保険金額)が5,000万円超となる場合、および、ワイド団信のお申込みにあたっては引受保険会社所定の「健康診断結果証明書」が必要になります。												
責任開始日	引受保険会社がお申込を承諾した場合、融資実行日または引受保険会社がお加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。												
保障内容	<p>以下の約款所定のお支払事由に該当したときの住宅ローン債務残高相当額*</p> <table><thead><tr><th colspan="2">お支払事由</th></tr></thead><tbody><tr><td>死亡・高度障害</td><td>死亡されたとき、高度障害状態になられたとき。</td></tr><tr><td>余命6ヶ月以内(リビング・ニーズ特約)</td><td>保険期間中に被保険者の余命が6ヶ月以内と診断されるとき(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて保険会社が判断します)。</td></tr><tr><td>悪性新生物(がん)</td><td>責任開始日以後、保険期間中に約款所定の悪性新生物(がん)に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)等により診断確定されたとき。約款所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、責任開始日より前に約款所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された約款所定の悪性新生物(がん)および当該悪性新生物(がん)の再発・転移等はお支払いの対象とはなりません。</td></tr><tr><td>急性心筋梗塞・脳卒中</td><td>責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上約款所定の状態が継続した医師によって診断されたとき。または、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において約款所定の手術を受けたとき。</td></tr><tr><td>重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性肺炎)</td><td>責任開始日以後に発病した約款所定の重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性肺炎)を直接の原因とする保険期間中の入院であり、その入院日数が継続して180日以上となるとき。</td></tr></tbody></table> <p>* 規約・協定等で定める所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。</p> <p>※保険金のお支払いに際しては約款所定の免責事項がありますのでご注意ください。 ※住宅ローンを分割して借入された場合は、分割融資実行分ごとに保障を開始します。 ※死亡保険金、高度障害保険金、がん診断保険金、急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金、重度疾病長期入院時保障保険金およびリビング・ニーズ特約保険金のうちいずれかの保険金をお支払いした場合には、保障は終了し以後その他の保険金をお支払いできません。</p> <p>ワイド団信 連生団信</p>	お支払事由		死亡・高度障害	死亡されたとき、高度障害状態になられたとき。	余命6ヶ月以内(リビング・ニーズ特約)	保険期間中に被保険者の余命が6ヶ月以内と診断されるとき(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて保険会社が判断します)。	悪性新生物(がん)	責任開始日以後、保険期間中に約款所定の悪性新生物(がん)に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)等により診断確定されたとき。約款所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、責任開始日より前に約款所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された約款所定の悪性新生物(がん)および当該悪性新生物(がん)の再発・転移等はお支払いの対象とはなりません。	急性心筋梗塞・脳卒中	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上約款所定の状態が継続した医師によって診断されたとき。または、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において約款所定の手術を受けたとき。	重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性肺炎)	責任開始日以後に発病した約款所定の重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性肺炎)を直接の原因とする保険期間中の入院であり、その入院日数が継続して180日以上となるとき。
お支払事由													
死亡・高度障害	死亡されたとき、高度障害状態になられたとき。												
余命6ヶ月以内(リビング・ニーズ特約)	保険期間中に被保険者の余命が6ヶ月以内と診断されるとき(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて保険会社が判断します)。												
悪性新生物(がん)	責任開始日以後、保険期間中に約款所定の悪性新生物(がん)に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)等により診断確定されたとき。約款所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、責任開始日より前に約款所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された約款所定の悪性新生物(がん)および当該悪性新生物(がん)の再発・転移等はお支払いの対象とはなりません。												
急性心筋梗塞・脳卒中	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上約款所定の状態が継続した医師によって診断されたとき。または、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において約款所定の手術を受けたとき。												
重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性肺炎)	責任開始日以後に発病した約款所定の重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性肺炎)を直接の原因とする保険期間中の入院であり、その入院日数が継続して180日以上となるとき。												

(注1) この保険(八大疾病団信)は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に約款所定のお支払事由等に該当した場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者の住宅ローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2) ご加入・保障内容(保険金をお支払いできない場合を含む)等の詳細につきましては、「申込書兼告知書」に添付の『被保険者のしおり(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて)』、「申込書兼告知書」の『ご記入いただく前に必ずお読みください』を必ずご確認ください。

(注3) 連生団信の保険金により、ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問い合わせください。

ご加入を希望される方は、加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください!

[引受保険会社]

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL: 0120-324-386(無料)

受付時間 月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

https://www.msa-life.co.jp

[お問い合わせ先]

お取引店にお問い合わせください。

※ 福島銀行では「ワイド団信」のお取り扱いはありません。

2024-G-9060(2024.11.01)